

秋田県立ゆり支援学校道川分教室における「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
(平成28年9月改訂)

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、ゆり支援学校道川分教室のすべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 いじめ防止に向けての基本方針

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 校長、教頭、学部主任、保健・指導部主任、同副主任からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織として、いじめ対策委員会を設置する。
- (2) 定例のいじめ対策委員会は年2回程度実施する。
- (3) いじめ事案発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査や対応の役割を分担し対応する。また、緊急対応会議の構成は、いじめ対策委員会委員及び当該担任とする。
- (4) いじめ対策委員会での内容や事案に関する対応などについては職員会議において報告し、周知徹底する。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

	児童生徒に直接関わる教職員の取組内容（姿勢）	保護者やあきた病院関係者との連携
未然防止	<input type="checkbox"/> 一人一人の生命及び人権の尊重 <input type="checkbox"/> 個々の価値観の受容・共感 <input type="checkbox"/> 的確な観察力と的確な判断力の習得	<input type="checkbox"/> 日々の教育活動に関する発信（通信、HP） <input type="checkbox"/> 情報交換・共有の場の確保 (PTA授業参観、学校・病棟連絡会等)
早期発見	<input type="checkbox"/> 朝の活動等における健康観察の実施 <input type="checkbox"/> 行動観察や面談による衣服や身体等の異常発見 <input type="checkbox"/> 複数の教職員による観察と情報収集	<input type="checkbox"/> 毎朝の病棟連絡の実施 <input type="checkbox"/> 学校と病棟との情報交換会の開催 <input type="checkbox"/> 学校関係者評価（保護者・病院関係者アンケート）の実施
早期対応	<input type="checkbox"/> 本人や周囲の人からの聞き取りなどによる、被害の的確な把握と迅速な対応 <input type="checkbox"/> いじめの原因や背景の調査を基にした根本的解決	<input type="checkbox"/> 保護者及び病院関係者（看護師長、担当看護師、担当保育士等）からの迅速な聞き取り <input type="checkbox"/> 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力

4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当な期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などを相談する。これは、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が重大事態として取り扱われるべきものであると認めるときは、国立病院機構あきた病院と連携して対処する。

5 保護者やあきた病院関係者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者やあきた病院関係者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。